

ガレーラ・サウナ立川プレミアム会員契約条項

申込者（乙）は、以下プレミアム会員契約条項の各条項を確認の上で、株式会社AVEホールディングス（以下「甲」といいます。）が運営するガレーラ・サウナ立川に付帯する会員制プレミアムサウナ施設（以下「本施設」といいます。）の会員申込みをおこない、甲及び乙は、甲による承諾をもって甲乙間に会員制プレミアムサウナ施設の会員契約（以下「本契約」といいます。）が成立することを確認します。

第1章 総則

第1条（本施設の利用）

1. 乙は、本施設を自ら又は同伴者とともに利用することができるものとする。
2. 乙は、甲が別途定める本施設に関する[プレミアム施設利用規約](#)（以下「利用規約」といいます）を遵守して本施設を利用するものとする。
3. 甲は、利用規約の規定に基づいて利用規約を変更することができ、変更がなされた場合、乙は、変更後の利用規約を遵守して本施設を利用するものとする。
4. 本施設の予約は先着順とし、本施設が満席の場合には、本施設を利用することが出来ない場合があることを乙は承諾する。
5. 本施設の利用時間は、本契約の定めに従う。
6. 前項の規定にかかわらず、本施設において営業が困難となる事情又は営業を中止すべき事情等が発生したときには、その事情が継続している間、一時的に営業を行わない場合があることを乙は承諾する。

第2条（利用目的）

乙は、本施設をサウナ利用スペースとして利用することができ、自らの帯同なしに他人だけで利用させてはならないものとする。

第3条（利用権利）

1. 乙は、別途甲が定める[プライバシーポリシー](#)に同意した者のみが、本施設を利用することができることを確認する。

第4条（契約の性質）

甲及び乙は、本契約が、乙が甲の運営する本施設を一時的に利用するための施設利用に関する契約であり、本施設の占有権、賃借権又はその他通常の建物質貸借契約によって発生するいかなる権利も主張することができないことを確認する。

第5条（契約期間）

1. 本契約は契約締結日（乙からの利用申込みに対する甲の承諾があった日）から、契約満了月（甲又は乙からの申し出により解約が成立した月）の末日までを契約期間とする（以下「本契約期間」という。）。
2. 前項に定める本契約期間の満了月の前月の10日までに甲又は乙から書面による解約の申し出が

ないときは、本契約と同一条件でさらに1か月間継続し、以後も同様とする（以下「自動更新」という。）。

3. 本契約期間（前項に基づき自動更新された場合の当該更新後の契約期間を含む。）にかかわらず、本施設の終了もしくは地震、落雷、洪水等の天変地異又は労働争議その他の不可抗力（以下「不可抗力」という。）等により甲が本施設の提供を終了した場合には、本契約は終了する。

第2章 会員費及び利用料金等

第7条（料金）

1. 乙は、甲に対して、会員費及び利用料金を以下の方法で支払うものとする。
2. 会員費は、以下に定める会員種別ごとの月会費をウェブ上の決済システムを利用してクレジットカード決済により支払うものとする。

会員種別	月会費	内容
ゴールド会員	月額30,000円（税込）	プレミアムサウナ施設を予約し利用できる。
プラチナ会員	月額50,000円（税込）	プレミアムサウナ施設を予約し利用できる。加えて登録会員ご本人様に限り、平日のみ一般サウナ施設を何度でも利用できる。

支払いは、入会時にはその月の月会費を日割り計算した額と翌月の月会費が即時決済され、翌々月以降の月会費はその前月の20日に決済されるものとする。

3. プレミアムサウナ施設の利用料金は、以下に定める稼働枠別の単価の利用時間帯を乗じて予約時にウェブ上で支払うものとする。

■平日稼働枠（月-金）

※1枠4時間でのご利用となります。

8：00-12：00	13：00-17：00	18：00-22：00
10,000円（税込）	10,000円（税込）	10,000円（税込）

■平日稼働枠（土、日、祝日）

※1枠3時間でのご利用となります。

8：00-11：00	12：00-15：00	16：00-19：00	20：00-23：00
20,000円（税込）	20,000円（税込）	20,000円（税込）	20,000円（税込）

支払いは、予約時に即時決済されるものとする。

第8条（本契約条項の改定）

本契約期間中、管理運営上の都合、公租公課の増減、諸物価、その他経済事情の著しい変動等の事由により本契約書の条項（本施設の利用料金等の額の改定を含む。）を、甲の判断により改定できるものとする。甲は、本契約書の条項を変更する場合には、変更内容及び変更後の契約条項の効力発生時期について、適切な周知期間を設けた上で会員用ウェブサイト上に公表するものとする。

第9条（遅延損害金）

乙は本契約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときは、以下の各号に従って遅延損害金を甲に対して支払わなければならない。

- (1) 遅延利率は年14.6%とする。
- (2) 遅延損害金の計算方法は、以下のとおりとする。

金銭債務の額×遅延利率÷延利率日（1年：365日）×支払期日経過日数

第3章 遵守事項、禁止事項等

第10条（施設利用の方法）

1. 乙は、本施設を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、事故及び損害の発生を防止するよう十分に配慮しなければならない。乙の過失に伴う行為により生じた費用に関しては、甲は、乙に請求をすることができるものとする。
2. 本施設の利用に際して、自己の保有する知的財産権に関連する機密情報（知的財産権に限定しない）の管理責任は乙にあり、本施設における乙の管理体制に基づき、乙の意図しない形で情報漏えい等が生じた場合であっても、甲は乙やその他第三者に対し一切責任を負わず、当該問題が生じた当事者間での解決を図るものとする。

第4章 契約の終了

第11条（期間内解約）

乙は、本契約期間中、本契約を解約しようとする場合は、解約を希望する月の前月の10日までに、甲に対して解約通知書を提出することによりその旨を通知しなければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲は、乙において次の各号のいずれか一つに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し、一切の催告をすることなく本契約を即時に解除することができる。
 - (1) 月会費及び利用料金、その他の料金の支払いを1か月以上滞納したとき
 - (2) 申込事項に虚偽があった場合
 - (3) 乙が本施設の通常の使用範囲を著しく逸脱する行為を行ったとき
 - (4) 本施設を汚損、破損又は滅失したとき
 - (5) 前4号を除き、本契約、利用規約の規定に乙が違反し、甲が書面により当該違反の是正を催告したにもかかわらず、再度乙が本契約及び利用規約の規定に違反したとき（同種の違反行為か否かを問わない。）
 - (6) 監督官庁より営業停止又は免許もしくは登録の取消処分を受けたとき
 - (7) 合併によらないで解散したとき
 - (8) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等、仮登記担保契約に関する法律2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは公租公課の滞納その他の滞納処分の命令又は通知が発送されたとき（ただし、仮差押えについては、その命令又は通知が発送された後10営業日以内にかかる命令の申立てが取り下げられ又は当該命令が取り消され、その他の理由によって失効した場合を除く。）

- (9) 支払停止・支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続き及び民事再生手続きの申立原因を生じ又はこれらの申立てを受け、もしくはこれらの申立をしたとき
 - (10) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
犯罪行為、又はこれに関連する行為もしくは公序良俗に違反するような行為を行い、又はこれらの行為を教唆、幫助したとき
 - (11) 甲に対する届出及び報告の内容に虚偽があったとき
 - (12) その他乙の信用が著しく失墜したと甲が合理的に認めるとき
2. 第1項により本契約が解除された場合において、甲は、乙に対し、被った損害の賠償を請求できるものとする。

第13条（退去）

乙が、本施設に置き去った物品がある場合は、乙がこれらの物品の所有権を放棄したもののみなし、甲はこれを任意に処分することができるものとする。この場合、甲は乙に対して処分に要した費用を請求できるものとする。

第5章 損害賠償等

第14条（損害賠償義務）

- 1. 乙の故意又は過失により、本施設（造作及び諸設備を含む。）を毀損した場合、及び甲の身体・財産に損害を与えた場合には、乙は、直ちにその旨を甲に通知し、甲に対し、これによって生じた甲の一切の損害（施設の休業による損害を含むがこれに限られない。）を賠償しなければならない。
- 2. 前項の場合、乙は、自己の責任及び費用で解決するものとし、甲に何ら責任及び費用を負担させないものとする。
- 3. 第1項の場合において、甲が費用を負担した場合、乙は、甲に対して、直ちに当該費用及びこれに対する甲の支払日から支払済みまでの遅延損害金を支払う。

第15条（免責事由）

- 1. 甲は、次の各号に定める事由により乙が被った損害について何ら責任を負わない。
 - (1) 不可抗力により生じた損害
 - (2) 甲の故意及び過失によらない火災・盗難・設備の故障に起因して生じた損害
 - (3) 電気、水道、及び通信設備の供給制限又は停止
 - (4) 本施設内の Wi-Fi サービス、インターネット回線及び LAN 回線の利用に起因して生じた損害
 - (5) 甲の提供するサービスを通じて生じた損害のうち、甲の善意無過失によるもの
 - (6) 前各号のほか、甲の責めに帰すことのできない事由による場合
- 2. 甲は、本契約について乙に損害賠償義務を負う場合、その損害賠償の範囲は、通常かつ直接生じた損害に限るものとし、かつ、その上限額は、損害賠償義務を負担することになった事情が発生した日から、過去3か月以内に受領した利用料金の総額とする。

第6章 届け出等

第16条（商号変更等）

乙は、本契約の締結後、法人名、代表者名、所在地、連絡先、個人であれば氏名、住所、連絡先、その他所定の届出事項に変更があった場合には、甲に対し、速やかに甲所定の方法により、その旨を届け出なければならない。

第7章 その他の条項

第17条（契約上の地位の譲渡等の禁止）

乙は、本契約上の地位の全部又は一部を譲渡、貸与、又は担保提供してはならない。

第18条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約及び本契約の履行に関して知り得た事項（個人のデータの他、本施設の利用にあたり、取得した他の利用者の情報を含む。以下「秘密情報」という。）を、法律上又は関係諸官庁により要求された場合を除き、相手方の同意を得ることなく第三者に開示してはならない。ただし、弁護士・会計士・税理士など法律上守秘義務を負う第三者に対しては開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、プライバシーポリシーに記載する事業者及び本施設の経営主体である事業者に対し、乙の個別の同意を得ることなく、本契約条項、プライバシーポリシー及び利用規約その他これらに付随する合意書等に基づいて、秘密情報を開示することができるものとする。
3. 第1項の定めに関し、乙が甲に対し損害を与えた場合、乙は、甲に対し、当該違反により甲に生じた一切の損害を賠償する責任を負う。
4. 本条項は、本契約の終了後も、なお、その効力を有する。

第19条（反社会的勢力等の排除）

1. 甲及び乙は、自己が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、これらを「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
 - (1) 反社会的勢力等に自己の名義を利用させること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
2. 甲及び乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
3. 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し、一切の請求を行わない。なお、解除者からの損害賠償請求は可能とする。

第20条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第 21 条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙は誠実に協議し、その解決に当たるものとする。

（以下余白）